

情報セキュリティ／AI・ICT フラッシュニュース 2024 年 10 月

2024 年 10 月 31 日

牛島総合法律事務所
プライバシー・テクノロジー チーム

1. 情報セキュリティ：総務省・経済産業省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン第 2.0 版（案）」等を公表（2024.10.1）

総務省から①標記のガイドライン案、②FAQ（案）、③ガイドラインに基づくサービス仕様適合開示書及びサービス・レベル合意書（SLA）参考例案が公表され、令和 6 年 10 月 31 日まで意見募集が行われた。ガイドラインの適用対象となる事業者の範囲について明確化が図られている。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000409.html（意見募集ページ）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000970146.pdf（ガイドライン第 2.0 版案）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000970147.pdf（FAQ 案）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000970148.pdf（仕様適合開示書・SLA 参考例案）

（[小坂光矢](#)）

2. AI：医療 AI プラットフォーム技術研究組合「医療・ヘルスケア分野における生成 AI 利用ガイドライン」（2024.10.2）

医療 AI プラットフォーム技術研究組合（「HAIP」）は、令和 5 年度厚生労働行政推進調査事業費（特別研究）補助金にて採択を受けた「医療・ヘルスケア分野における生成 AI 適用の可能性と課題の検討、及び利活用ガイドライン策定のための研究（23CA2044）」の成果として、「医療・ヘルスケア分野における生成 AI 利用ガイドライン」を公表した。

https://haip-cip.org/assets/documents/nr_20241002_02.pdf（ガイドライン）

<https://haip-cip.org/news/20241002/>（プレスリリース）

（[加藤浩太](#)）

3. 情報セキュリティ：金融庁「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の公表（2024.10.4）

パブリックコメント手続を経て公表された「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の適用が開始された。解説については、[牛島総合法律事務所ニュースレター『「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン案」の公表（2024 年 6 月 28 日）』（2024 年 7 月 16 日）](#)も参照されたい。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241004/20241004.html>（金融庁ウェブサイト）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241004/18.pdf>（ガイドライン）

（[小坂光矢](#)）

4. 情報セキュリティ：EU 共通の高度なサイバーセキュリティ対策に関する指令（NIS2 指令）に関する EU 加盟国の国内法の適用開始（2024.10.18）

重要インシデント発生時の 24 時間以内の早期通知義務や違反時の罰金（essential entity は、最高 1000 万ユーロ又は全世界年間総売上高の 2%のいずれか高い金額。Important entity は、最高 700 万ユーロ又は全世界年間総売上高の 1.4%のいずれか高い金額）等を定めた NIS2 指令に関する国内法が EU 加盟国において適用開始された。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32022L2555>

（[小坂光矢](#)）

以 上

ニュースレターの配信登録は[こちら](#)です。
バックナンバーは[こちら](#)でご覧いただけます。

牛島総合法律事務所
<https://www.ushijima-law.gr.jp/>